

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	消化器系健康診断委託業務の再委託について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部人材育成等担当課、教育委員会事務局教育調整課）

事業の概要

事業名	消化器系健康診断
担当課	人材育成等担当課、教育調整課
目 的	職員の健康管理のため
対象者	職員（常勤、再任用、非常勤職員（全国健康保険協会管掌健康保険加入者））
事業内容	消化器系健康診断は、新宿区職員健康管理規則第7条及び第8条の規定に基づき、「公益社団法人東京医科大学がん研究事業団」（検査機関）に、第一次検診（胃部デジタル透視撮影）、第二次検診及び中間検診（内視鏡検査）を委託し、実施している。（平成22年度第6回本審議会了承事項） この委託先において、保険診療患者の増加により、平成30年度から内視鏡検査の予約確保ができなくなったため、第二次検診及び中間検診については再委託することとする。 1 消化器系健康診断（委託）の内容 （1）第一次検診 ア 検査内容 胃部デジタル透視撮影 イ 対象者 40歳以上（希望制） ウ 受診者数 平成29年度は883名 （2）結果報告書作成（第二次検診及び中間検診） 2 消化器系健康診断（再委託）の内容 （1）第二次検診 ア 検査内容 上部消化器官内視鏡検査又は経鼻内視鏡検査 (医師が必要と認めた場合、組織検査を実施) イ 対象者 当該年度の第一次検診の結果が「要精密検査」と診断された者 ウ 受診者数 平成29年度は13名 （2）中間検診 ア 検査内容 上部消化器官内視鏡検査又は経鼻内視鏡検査 (医師が必要と認めた場合、胃部デジタル透視撮影、組織検査を実施) イ 対象者 前年度の第一次検診の結果が「要経過観察」と診断された者 ウ 受診者数 平成29年度は12名 3 消化器系健康診断の流れ 別紙（資料17-1）のとおり

件名 消化器系健康診断委託業務の再委託について

保有課(担当課)	人材育成等担当課、教育調整課
登録業務の名称	消化器系健康診断
委託先(再委託先)	【委託先】 公益社団法人 東京医科大学がん研究事業団 【再委託先】 医療法人社団 生光会 新宿追分クリニック
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 検診業務 《再委託先に提供する項目》 第二次検診者及び中間検診者の氏名、生年月日、性別 2 検診結果業務 《再委託先に収集させる項目》 第二次検診者及び中間検診者の検診結果
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(USB)及び紙
再委託理由	消化器系健康診断は、第一次検診(胃部デジタル透視撮影)、第二次検診及び中間検診(内視鏡検査)があり、委託先が全ての検診を実施していた。 しかし、委託先での内視鏡検査について、保険診療の患者が毎年多くなってきており、区の第二次検診及び中間検診である内視鏡検査の予約確保が平成30年度から出来なくなった旨委託先から示されたため、再委託することとする。 なお、再委託先のクリニックは、通常、健診機関では行わない組織生検(細胞診)の実施や、読影についても当該クリニックで実施し、更なる医療行為が必要な時は、専門病院を紹介するなどフォローしている。
再委託の内容	1 第二次検診業務 (1) 上部消化器官内視鏡検査又は経鼻内視鏡検査 (医師が必要と認めた場合、組織検査を実施) (2) 第二次検診の結果説明 (3) 判定及び第二次検診の結果報告(委託先へ) 2 中間検診業務 (1) 上部消化器官内視鏡検査又は経鼻内視鏡検査 (医師が必要と認めた場合、胃部デジタル透視撮影、組織検査を実施) (3) 中間検診の結果説明 (4) 判定及び中間検診の結果報告(委託先へ)

再委託の開始時期及び期限	1 第二次検診は、平成30年8月1日（予定）から始まる第一次検診の結果で要内視鏡判定者を随時実施し、平成30年10月31日（予定）まで行う。（次年度以降も、同様の再委託を行う。） 2 中間検診は、平成30年9月3日（予定）から平成30年10月31日（予定）まで行う。（次年度以降も、同様の再委託を行う。）
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【システム上の対策】 1 ID 及びパスワードにより、コンピュータを操作できる再委託職員を特定するとともに、電磁的媒体に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。 【運用上の対策】 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙1及び2）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙2）」を付す。 3 「特記事項」に基づき、立入り調査等により適正に業務を実施していることを確認する。
再委託先に行わせる情報保護対策	【システム上の対策】 1 再委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせる。 2 作業コンピュータは、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用させる。 3 業務を行う作業コンピュータの取扱者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。 4 作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。 【運用上の対策】 1 新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 4 委託先から再委託先へ又は再委託先から委託先へ情報を送付する際、電磁的媒体（USB）の場合はパスワードを設定し、紙媒体と一緒に直に運搬させる。 5 再委託先は、再委託先の従事者に対して、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行わせるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させるものとする。 6 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長（人材育成等担当課分の契約の場合）又は新宿区教育委員会（教育調整課分の契約の場合）
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。